

令和6年5月27日

各 位

東春信用金庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当金庫におきまして、不祥事件が発生しましたので、ご報告申し上げます。

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関といたしまして、このような不祥事件が発生させ、ご支援ご信頼を賜っております地域の皆様、お取引をいただいているお客様や会員の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態を繰り返さないよう再発防止策を策定し、厳正な内部管理態勢や法令等遵守態勢の構築に取り組んでまいります。

判明いたしました不祥事件の概要につきましては、下記のとおりでございます。

記

1. 事件の概要

(1) 事故者

当金庫地元支援部に勤務していた元職員（次長、男性、50歳）

(2) 発覚日

令和6年4月22日

(3) 事故の発生期間

令和5年3月1日～令和6年4月3日

(4) 事故の内容

事故者は、自身が担当する課題解決支援業務を遂行する過程で当庫顧客の情報を不動産業者等に提供し、当該提供によって不動産業者等が得た利益の一部を情報提供料として私的に受領していました。

なお、手数料の受領については、事故者の個人口座のほか、事故者が実質的に経営する法人口座で受領しておりました。

(5) 発覚の経緯

手数料を支払った不動産業者の申出を受け内部調査を行ったところ、私的に情報提供料を受領していたことが発覚しました。

(6) 事故金額

受領した手数料額(38,611,920円)については、手数料を支払った業者に全額返金しております。

2. 関係者への対応

事故者が当金庫のお客様に業者を紹介して個別業務等の成約に至った 7 件(4 先)及び不動産取引に至った 1 件(1 先)のお客様および関係先に対して、本部職員や支店長がそれぞれ訪問し、事件の発生について深くお詫びいたしました。

併せまして、本事件の内容、調査結果や再発防止策について丁寧に説明するとともに、一日も早い信頼回復をお約束し、ご理解いただきました。

3. 関係機関への届出等

本事件発覚後、速やかに監督官庁へ届出を行いました。

4. 関係者の処分

事故者につきましては、規律委員会において就業規則に基づく懲戒処分として諭旨退職といたしました。

また、理事長をはじめ全役員を減給といたしました。

5. 再発防止策

職員に対する就業規則の周知・徹底を図るとともに、不祥事件事例を踏まえたコンプライアンス教育により牽制・抑止力の強化に取り組めます。

また、管理者による行動管理の強化、副業(兼職)等の申請・承認体制の整備、業務上で知り得た情報の私的利用の禁止等、職員教育を徹底し再発防止に取り組んでまいります。

6. 今後の対応

当金庫では、これまで不祥事件未然防止のため内部管理態勢や法令遵守態勢の強化に努めてまいりましたが、結果としてこれらの取組みの実効性が不十分であったと深く反省しております。

今後、同様の事態を繰り返さないよう、本事件の問題点を検証のうえ、再発防止策を策定するとともに、一日も早く地域の皆様からの信頼を回復できるよう、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

なお、当金庫との取引において、職員が個人的に手数料を受領することは一切ございませんので、当金庫職員の不審な行動やお気づきのことがございましたら、大変お手数をおかけしますが、下記までご連絡ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

東春信用金庫 お客様相談室 TEL 0568-75-3048
受付時間:9:00～17:00 (信用金庫営業日)